

# いりやーせ

東海圏大学非常勤講師組合

2010.2. 号外

東海圏大学非常勤講師組合

住所 〒467-8501

名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑 1

名古屋市立大学菊地夏野研究室気付

TEL/FAX 052-794-3956

E-mail : toukaihiyoukin@ yahoooroups.jp

郵便振替口座 00890-6-168422

東海圏大学非常勤講師組合あて

高森  
ペンネーム裁判で  
勝利和解

## 採用手続の明示と 理由の提示を約束



イメージスコップキャラクタ「クビキリン」

「ペンネーム使用の可否を問い合わせただけでクビ？」 大同大学に次年度から出講する大学非常勤講師の採用が取消された事件において、去る2月9日、名古屋地裁で勝利和解が成立しました。

この事件は、大同工業大学(当時)に「環境を科学する」という新設の講義科目の受け持ちを要請された高森晃一さんが、出講の際に他大学ですでに使っていたペンネーム使用の可否およびその使用不可の理由を問い合わせたを問い合わせたところ、1往復のメールの後に突然打ち切られたもの。高森さんは昨年3月2日に、地位確認・損害賠償の訴えを起していました。

この事件では、原告側が、大学側担当者からの「お引き受けいただき、誠にありがとうございました」とのメールの段階で成立した労働契約の一方的解約を主張していたのに対し、大学側は、教授会で承認されるまでは契約成立はなく、本件においても契約は成立していず、この段階での打ち切りに問題はないとして、双方の意見が対立していました。

今回の和解条項では、「被告は、今後の非常勤講師

### 和解条項

「被告は、今後の非常勤講師採用において、候補者を捜し、リストアップする段階で、対象者に対し、採用決定までの手続きを明示し、その後も、進行段階を連絡し、また、契約交渉を途中で中止する場合には理由を説明するなどして、対象者の信頼保護に留意する」

採用において、候補者を捜し、リストアップする段階で、対象者に対し、採用決定までの手続きを明示し、その後も、進行段階を連絡し、また、契約交渉を途中で中止する場合には理由を説明するなどして、対象者の信頼保護に留意する」ことが盛り込まれました。

今回の裁判を通じて、大学非常勤講師の採用における判断は、採用権限がないとされている教室主任の「第六感」(本件口頭弁論における大学側証人の法定での発言)による裁量によって、対象者が恣意的に排除されたことが明るみに出ました。

原告・組合側は、今回の和解につき、(1) 契約の成立に関しては直接言及していないものの、第一に、今回の事件の原因となった非常勤講師採用手続の不透明性にメスを入れ、労働契約の締結にあたって、手続を明確にしてこれを示し、非常勤講師の対象者への信頼保護を大学側に求めたものである、(2) 第二に、一方的に大学側の条件が押しつけられるなど、圧倒的に無権利状態に置かれている非常勤講師の地位の改善の一步となった、と評価しています。

ご支援いただいたみなさまには、心から感謝申し上げます。同時に組合としても、今回の成果を糧に、非常勤講師採用手続の透明化を進めたいと考えています。どうかかわらぬご支援をお願いします

### 解雇理由は「第六感！」

12月25日に行われた証人尋問の際、採用に直接タッチした教室主任(教員)は、非常勤講師の採用につき、候補者はそれぞれの段階で1人であり、友達の輪のようにその都度1人づつあたる、ペンネームについては前例がなく、その取扱いを決めるにあたって時間もかかり、とくに大同大学では、事務方が役人以上の役人であるので非常に時間がかかること、ペンネームを使用を希望する理由は聞いていないこと、したがって今回は、最終的には教室主任である自分の「第六感」で判断したと陳述しました。

# 高森裁判 勝利和解についてのお礼

大同工業大学高森裁判  
原告 高森 晃一  
東海圏大学非常勤講師組合  
執行委員長 光沢 隆

大同工業大学高森裁判は、去る2月9日、名古屋地方裁判所において勝利和解することができました。

和解は、結果としては、われわれの主張する内容の和解条項をほぼ受け入れました。

本件において、みなさまから、署名や傍聴をはじめ、物心両面にわたるご支援をいただきました。そしてそれらをバックに上記の成果をえることができました。

今後とも非正規労働者の地位改善のために、努力する所存です。和解についてご報告させていただくとともに、今後ともよろしくご指導、ご鞭撻のほど、お願い申し上げます。

また、今回のたたかいを記録しておくために、近々裁判の報告集を発行いたします。その際にはまた声をかけさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

イメージマスコットキャラクター

## 「クビキリン」



高森裁判のイメージ・マスコットキャラクターのクビキリンをバッジにしました。カバンに、帽子に、上着に、どうかご活用ください。

クビキリンの出身地はケニア。どんなことがあっても筋を通して不屈にたたかう。そんな運動の象徴です。「非正規切り」「派遣切り」に遭遇したすべての仲間の共通のシンボルに育てていきたいと考えています。なお、クビキリンは、非正規切りを問題と考える人であれば、どなたでもご使用いただけます。ただし、その際には、必ずご一報ください。

## 事件のおもな経過と概要

**2008年10月3日** 大同工業大学は、来年度開講の「環境を科学する II」(後期)を担当する非常勤講師として、別の大学の教員を通じて高森晃一の紹介を受け、同教員を通じて当事者に打診をした。

**10月21日** 高森は引き受ける旨の意思表示を同教員経由で行った。

**10月29日** 大同工業大学教養部の窓口担当者(教員)から、「授業担当をお引き受けいただき、誠にありがとうございました」の返事があり契約成立、同じ文面で、「新規に非常勤講師をご担当いただく方には、【履歴書】の提出をお願いしております。簡単なもので結構ですので、お送りいただけますと幸いです。(メール添付でOKです)」との連絡が付け加されていた。

**11月4日** 高森は大同工業大学あて履歴書を送付するとともに窓口担当者あて「なお、出講名は、ペンネームの高森識史でお願いできますでしょうか?」と問い合わせ。

**11月7日** 「ペンネームでのご出講につきましては、教室主任と確認ならびに相談しましたところ、大変恐縮ではございますが、ご期待に沿うことはできません。御本名でのご出講をお願いしたく存じます。いかがでしょうか?この点、ご了承いただきたく存じます」との返事のメール。

**同日** 上記メールに対して「他の機関では、……通用名の使用は認められております。貴校でも、たとえば作家の公演をするときに、本名で、ということはないと思います。「それができない理由をお知らせいただけないでしょうか?」とのメールを送信する。

**11月10日** 窓口担当者から、「先生がペンネームでのご出講を強く希望されている件につきまして、再度、協議いたしました。/(他の機関では)認められているのかもしれませんが、本学では、やはりご要望に沿うことはできません(慣行慣例です)。誠に申し訳ございません。/大変残念かつ恐縮ではございますが、今回の件はご縁がなかったということで、白紙に戻させていただきます。誠に申し訳ございません」とのメールが届き、一方的に契約を解除。

**11月16日** 高森は「それでは、出講名を通称にすることは難しいようなので、とりあえず本名でも構いません」とのメールを送るが、返事なし。

**11月21日** 東海圏大学非常勤講師組合は、本件問題につき、団体交渉申入書を大学理事長あてに送付。

**11月25日** 回答期限につき、回答なし

**11月26日** O人事総務部長に電話で問い合わせ。団体交渉には応じられないとの姿勢。

**12月8日** 愛知県労働委員会にあっせんの申請

**12月24日** 愛知県労働委員会にてあっせんの実施。復職を求めたのに対し、被申立人大同工業大学側はこれを拒否し、あっせんを打ち切った。

**2009年 3月 2日**

名古屋地方裁判所に地位確認・損害賠償請求訴訟を提起  
**4月15日**

第1回公判(以来、5/12、6/2、7/16、9/1、9/25、10/16(弁論準備手続)、12/2、12/25(証人尋問)、1/20(結審)という裁判日程を経過)

**2010年 2月 9日**

和解